



2021年12月23日

霧島市市議会総務環境常任委員会委員長 宮田竜二殿
(写: 中重真一霧島市長殿)

2021年7月27日に霧島公民館にて行われた「第36回議員と語ろうかい」の報告書が貴会により公開されたことを受けて、この「語ろうかい」の開催を要請した団体「あいラブ霧島」は報告書の内容についての検討会を行い、以下の意見・要請を貴殿に提出することとしました。

<自治法に基づく市の条例制定権限について>

地方自治法第96条は（地方自治体の）議会の権限として15項目を挙げていますが、その最初の項目として

1.条例を設け又は改廃すること。

としています。

「語ろうかい」において、我々はこの議会がもつ権能について述べ、メガソーラーの建設を規制する条例の設定を期待する旨申し上げました。しかし、語ろうかい当日の委員の方々の発言から我々が感じたのは、メガソーラー建設規制の条例制定への躊躇です。

我々は「語ろうかい」の報告書に

「市民側から、市議会の最も重要な権限である立法権限をより強く發揮し、今般のメガソーラー建設の規制に動いて欲しい」旨の発言があった。
と書き加えることをお願いします。

<「条例そのもので私有財産や経済活動を縛ることは難しい」（報告書から）>

「語ろうかい」では、議会の見解として、条例の「力の限界」を上のように述べられました。しかし、市のやるべきことは「公共の福祉に照らして、これを阻害する財産権や経済活動の自由を抑制する」ことであり、「市議会の仕事は行政がそれを出来るように条例を作ることである」というのが我々の見解です。立法府である市議会は、たとえ私権制限を伴うものでも、市民の福祉向上のための条例の制定をためらうことなく行っていただきたい。

<「上位法がなければ、条例制定しても法廷闘争等で勝ち目がないケースもある」（報告書から）>

一部の委員の方から上述の発言がありました。ここでいう「上位法」とは「メガソーラーの建設を規制する法律」を指すものと思われます。確かにそのようにメガソーラー建設に対象を絞った上位法はないかもしれません、森林法、環境影響評価法、土壤汚染対策法、文化財保護法、急傾斜地法、地滑り等防止法、鳥獣保護法、など、メガソーラー建設工事の様々な活動を個別に規制する「上位法」が存在します。霧島市の「再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」はこれらの関連法を列挙しています。このガイドラインをベースに条例を作り、既存の関連する上位法を適用法とすれば十分に法廷闘争で勝てるというのが我々の見解です。

議会は「市民の福祉向上に資するか否か」、「法律に適合しているか否か」で立法を行うべきです。個別の条例を司法が否定することがあるかも知れませんが、それは3権分立の社会では容認されることです。条例によって活動を制限される事業体からの訴訟を懸念して市民の福祉向上を目的とする条例の制定を躊躇うことはあってはならないと考えます。

<カーボン・ニュートラル実現への第一歩>

国の「脱炭素社会実現政策」は当然県、市町村に降りてきて、その実現に向けての努力が求められます。その努力の第一歩は「今の霧島市の立ち位置を知ること」です。「立ち位置」とは、霧島市全体としてどれ程の温室効果ガスを排出し、また、吸収しているか、その結果、霧島市のカーボン・バランスの現状はどこに位置するのか、ということです。「今」が分からなければ将来の目標設定や実現はできません。報告書にある「九州電力を招いた勉強会」を早急に実現することを期待します。

<ソーラー開発について>

報告書の記載は我々の指摘を正確に記述していません

- 「業者についての情報が抜けていることが問題だ」（報告書から）
2012年以降の太陽光発電ブームは、国民が「グリーン社会実現」に目覚めたことによるのではなく、国がソーラー発電事業を「儲かる仕組み」にしたことで、国内外から投資資金が流入したにすぎません。

その資金の多くが「投資ファンド」という形態での資金供給です。ファンドの目的は自分の儲けと投資家への配当で、建設地のある地元への貢献、自然や文化保護などには目を向けません。市のガイドラインには建設業者を選別する方策が書かれていません。無責任な業者による発電所建設は将来に禍根を残すことになります。業者の資質を問い合わせ、規制することを条例化することを期待します。

- 「発電量を 50 KW 以下になるように細分化して規制逃れをしないように、撤去費用の積立開示や保険加入など義務化できないか」（報告書から）

報告書にあるこの記述の前段と後段は別の問題です。前段は「如何に無責任で遵法精神に欠ける業者が多いか」を示すために我々が挙げた規制逃れの事例です。

後段にあるのは、撤去費用積み立ての義務化と、台風など自然災害により発電施設が損傷を被った場合に、業者が修理回復費用負担を理由に施設を放棄しないように保険によるカバーを義務化すべき、との指摘です。この「設備放置」回避策は条例に明記すべきものと考えます。

<「森林の伐採が進み、植林されていない現状がある」（報告書から）>

委員会側から「再造林率」の増加の話がありましたが、改善したとはいえる 50 % を下回る再造林率です。森林は脱炭素手段の 1 つです。議会が条例により伐採後の「再造林」を義務付けすることを期待します。

最後に、この度の「議員と語ろうかい」に参加することで、議会ならびに市議の方々との距離が近くなったとの感想を持つ者が多くいます。私どもの「語ろうかい」開催要請を受けて頂いたことに感謝申し上げ、また、今後もこのような活動を継続し、市民の声を聞く機会を持つことをお願い申し上げます。

以上

「あいラブ霧島」代表 藤山ひろみ